

広島県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年四月五日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道府中上下線	府中市阿字町字正力久保一〇〇四七番ニ地先から 府中市阿字町字正力久保一〇〇四七番ニ地先まで	平成三〇年三月二日